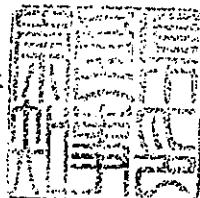


環政第102号
平成25年5月16日

奈良県環境審議会
会長 花田 真理子 殿

奈良県知事 荒井 正吾



奈良県環境影響評価技術指針の改定等について（諮問）

奈良県環境影響評価技術指針の改定等について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成23年4月に改正環境影響評価法が公布され、平成25年4月より完全施行された。

改正環境影響評価法においては、方法書段階における説明会開催の義務化、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設及び環境保全措置等の報告・公表の手続等の具体化などが盛り込まれた。

これら法改正に伴う奈良県環境影響評価条例の改正の検討を行うため、平成24年11月6日付で貴審議会に諮問し、審議いただいているところである。

奈良県環境影響評価条例の改正を行う場合、奈良県環境影響評価技術指針の改定等も併せて行う必要があることから、貴審議会の意見を求めるものである。